

栃木県猟銃安全指導委員運営要領の制定について

(平成22年9月22日)

(栃生環第594号)

猟銃安全指導委員制度については、銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）、猟銃安全指導委員規則（平成21年国家公安委員会規則第12号）及び栃木県猟銃安全指導委員運営規程（平成22年栃木県公安委員会規程第6号）により運用しているところであるが、この度、新たに「栃木県猟銃安全指導委員運営要領」を別添のとおり制定したので、事務処理上誤りのないようにされたい。

別添

栃木県猟銃安全指導委員運営要領

1 趣旨

この要領は、銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号。以下「法」という。）第28条の2に規定する猟銃安全指導委員（以下「委員」という。）制度について、適正かつ効果的に運営するため、委員の委嘱、活動内容、遵守事項、解嘱等に関し、必要な事項を定めるものとする。

2 活動区域

委員の活動区域は、栃木県猟銃安全指導委員運営規程（平成22年栃木県公安委員会規程第6号。以下「規程」という。）第2条の規定による。

3 委嘱

(1) 警察署長の推薦

警察署長は、猟銃安全指導委員規則（平成21年国家公安委員会規則第12号。以下「規則」という。）第2条第1項の規定により委員を推薦するときは、活動区域内に居住し、当該活動区域の事情に精通していると認められる者について、法第28条の2第1項各号に定める委嘱の要件を満たしているか否かを慎重に判断し、当該活動区域の状況等を考慮した上で、その適任者について猟銃安全指導委員推薦書（別記様式第1号）により次の事項を明らかにして、生活安全部生活安全企画課長（以下「生活安全企画課長」という。）を経由して栃木県公安委員会（以下「公安委員会」という。）に推薦すること。

ア 氏名、住所、年齢、職業、家族の状況、経歴（ボランティアとしての活動歴を含む。）及び健康状態

イ 射撃指導員等法等に関する資格

ウ 猟銃に関する事故歴及び法等の違反歴

エ 委員として適当と認められる理由

(2) 委嘱の要件

法第28条の2第1項各号に定める委嘱の要件を満たすか否かの判断は、次に定めるところによる。

ア 人格及び行動について、社会的信望を有すること。

人格識見ともに優れた立派な者であるとして地域住民からの信望が厚く、地域からの協力を得やすい者であること。

イ 職務の遂行に必要な熱意及び時間的余裕を有すること。

獵銃の所持及び使用による危害を防止するための活動について、熱意と旺盛な使命感を持つとともに、自主的、自発的な活動を可能にするだけの時間的余裕を有すること。

ウ 生活が安定していること。

経済的、社会的、家庭的に見て、生活基盤が安定していること。

エ 健康で活動力を有すること。

心身ともに健康であり、委員としての活動を行うに当たり、精神的又は肉体的に支障を来すおそれがないこと。なお、本要件を満たす限り年齢は問わないが、活動力等の面からも慎重に適格性を判断すること。

(3) 委嘱状の交付

委員への委嘱状の交付は、規程第4条により行うこと。

(4) 活動区域内の獵銃所持者その他の関係者に対する周知

規則第2条第2項の規定による措置は、警察署等の掲示板への掲示や関係団体の機関誌等への掲載等により、委嘱した委員の氏名及び連絡先並びにその活動区域を活動区域内の獵銃所持者その他の関係者に対して周知すること。

なお、この場合の連絡先については、委員の電話番号等のほか、事情により、委員の活動区域を管轄する警察署の電話番号とすることもできる。

4 活動内容及びその方法

法第28条の2第2項第1号から第3号まで及び規則第4条各号に定める委員の活動については、次に定めるところによる。

なお、委員の活動は、次に掲げるものすべてを常に実施する必要はないことから、警察署にあっては、委員に対して具体的に必要とされる活動内容について適宜指導すること。

(1) 活動内容

ア 猟銃所持者に対し、その者が所持する獵銃の所持及び使用による危害を防止するため必要な助言を行うこと。

(ア) 概要

獵銃の所持及び使用による危害を防止するため、委員は獵銃所持者に対して、射撃技能向上のための実地指導、獵銃所持者のマナー向上に資する啓発活動、獵銃及び実包の保管方法等に関する必要な指導等を行うこと。

(イ) 留意事項

これらの活動の実施に際しては、公安委員会が開催する講習会、獵銃所持者からの相談等の機会に行うのみならず、委員が獵銃所持者の自宅に立ち寄るなど、委員から獵銃所持者に対して積極的な働きかけを行い、必要な助言を行わせること。

また、獵銃所持者の自宅への立ち寄りに際しては、獵銃所持者の氏名、住所等の個人情報が必要になるため、当該委員に対して、当該情報を必要に応じて提供すること。

イ 警察職員が法第13条の規定により行う獵銃の検査に関し、銃身長の測定その他の技術的事項についての協力をすること。

(ア) 概要

法第13条の規定により行う獵銃の検査に関して、委員は獵銃の取扱いを熟知している者として、警察職員の補助を行わせることとしたもの。

(イ) 留意事項

委員が所持許可を受けている種類以外の獵銃を取扱わないようにすること

ウ 獵銃の所持及び使用による危害を防止するための民間団体の活動への協力をすること。

(ア) 概要

獵銃所持者が構成する様々な民間団体（狩猟、スポーツ等のための銃砲関係団体）の活動（ハンターマップの作成、各種講習会の開催、射撃大会の開催等）への協力をすること。

(イ) 留意事項

活動に当たっては、民間団体との緊密な連携を図ること。

エ 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第2条第5項に規定する狩猟期間内において、同法第11条第1項に規定する狩猟可能区域内の巡回を行うこと。

(ア) 概要

狩猟期間における活動区域内の狩猟可能区域内の巡回を行うこと。

(イ) 留意事項

巡回に当たっては、誤認による受傷事故等を防止するために、識別の容易な色彩の服装をするよう指導するとともに、民間団体との連携を図ること。

オ 猟銃の所持及び使用による危害の防止に係る事項に関し、獵銃所持者の親族、その他の関係者からの相談に応じ、これらの者に対し、助言、指導及びその他の援助を行うこと。

(ア) 概要

獵銃の所持及び使用による危害の防止に係る事項に関し、獵銃所持者の親族等からの相談に応じ、助言、指導等を行うことによって事前にその危害を予防すること。

(イ) 留意事項

助言、指導はあくまでも任意であることに留意すること。また、警察署長は、委員の氏名、住所等の周知徹底を図り、関係者が相談しやすい環境を整えること。

なお、獵銃所持者と同居する親族等から相談を受理した場合は、当該親族等に対して法第29条に規定する申出制度の教示を行うとともに、相談内容に応じて獵銃所持者本人にも直接助言を行うよう指導すること。

カ 猎銃の所持及び使用による危害の防止に資する事項について、広報及び啓発をすること。

(ア) 概要

獵銃の所持及び使用による危害の防止に資するため、獵銃所持者以外の住民等に広く広報啓発を行うこと。

(イ) 留意事項

委員が実際の事故、盗難事例を紹介するに当たっては、事故者の情報等の個人情報の取扱いに留意させること。

(2) 活動方法

ア 人数

委員は単独で、又は共同して活動するものとする。

イ 活動の分担

委員は、活動区域全体において各活動を行うことができるが、委員の活動が活動区域全体に効果的に及ぶように、それぞれの委員の活動時間、活動回数、担当地区、担当事項等を当該活動区域を管轄する警察署長が調整すること。

5 遵守事項

警察署長は、委員に対し、次の事項を順守するよう十分指導するものとし、委員がこれらの事項に違反したと認められるときは、当該委員を解嘱すべき場合を

除き、必要な指導を行うこと。

(1) 関係者の正当な権利及び自由を害することのないようにすること。

刑法法令に触れる行為はもとより、刑法法令に触れなくとも憲法に保障された国民の権利及び自由を不当に侵害することができないようすること。

(2) 政党又は政治的目的のためにその地位を利用しないこと。

特別職に属する地方公務員たる委員には、地方公務員法（昭和25年法律第261号）に規定する政治的行為の制限は適用されないが、委員としての活動において、選挙運動等を行い、又はその立場を利用されることがないようにすること。

(3) 職務に関して知り得た秘密を漏らしてはならないこと。

委員は、警察による獵銃所持者の情報の提供や、獵銃所持者と同居する親族からの相談を受理する過程等において、多数の個人情報を知り得ることとなる。

特別職に属する地方公務員たる委員には、地方公務員法に規定する秘密を守る義務は適用されないが、法第28条の2第4項に秘密を守る義務が規定されている。

よって、委員又は委員であった者は、その職務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

6 獵銃安全指導委員証

(1) 携帯及び提示義務

委員が活動を行うに当たっては、規則第6条第1項に定める獵銃安全指導委員証（以下「指導委員証」という。）を携帯し、活動の対象となる者から請求があったときは、これを提示しなければならないことから、委員に対しこの旨の指導を行うこと。

(2) 貸与等

委員の委嘱に際しては、指導委員証を委員に貸与し、また、委員がその身分を失ったときは、これを返納させること。

7 腕章

(1) 着用義務

委員が活動を行うに当たっては、規則第6条第2項に定める様式の腕章（以下「腕章」という。）を着用しなければならないこととされているので、委員に対しこの旨の指導を行うこと。

(2) 貸与等

委員の委嘱に際しては、腕章を委員に貸与し、また、委員がその身分を失ったときは、これを返納させること。

8 教養及び研修

委員は、職務を遂行するに当たり、猟銃の所持及び使用による危害を防止する目的で活動することを十分銘記するとともに、人格識見の向上並びに専門的知識及び技術の習得に努める必要があることから、委員の委嘱時における講習等の機会を通じ、委員に対する教養を行うこと。

また、規則第7条第1項の規定による委員に対する研修は、別表の基準に従つて行うこと。

9 解嘱

(1) 解嘱の要件

法第28条の2第7項各号に掲げる解嘱の要件は、次に定めるところによる。

ア 法第28条の2第1項各号のいずれかの要件を欠くに至ったとき。

前記3(2)に定める委嘱の要件の判断基準による。

イ 職務上の義務に違反し、又はその職務を怠ったとき。

法第28条の2第4項、規則第5条第1項若しくは第2項又は第6条第1項若しくは第2項に規定される職務上の義務に違反し、又は正当な理由がなく、法第28条の2第2項各号及び規則第4条各号に規定する委員の活動を行うことを怠ったとき。

なお、「活動を行うことを怠った」か否かの判断は、警察からの協力依頼に対し、特段の正当な理由がなくこれに応じないなど、具体的な事情を考慮して、著しく活動が低調であるか否かにより判断するものとする。

ウ 委員たるにふさわしくない非行のあったとき。

刑罰法令に触れる行為又は委員としてふさわしくない反社会的、反道徳的な行為をしたとき。

(2) 解嘱手続

ア 警察署長は、前記解嘱の要件に該当する委員を認めたときは、猟銃安全指導委員解嘱上申書（別記様式第2号）により、生活安全企画課長を経由して上申すること。

イ 公安委員会が警察署長から委員の解嘱の上申を受け、当該委員を解嘱しようとするときは、当該委員に対して弁明の機会を与えるため、生活安全企画課長は、あらかじめ、弁明通知書（規程様式第2号）により、解嘱の理由、弁明を聴く日時及び場所等を通知すること。

ウ 委員が解嘱されたときは、当該解嘱をされた者に対して解嘱状（規程様式第3号）を交付すること。ただし、当該解嘱された委員の所在が不明のため解嘱状を交付することができないときはこの限りではない。

エ 委員が解嘱されたときは、当該委員の氏名及び活動区域並びに解嘱された日について、前記3(4)に準じた措置を講じること。

(3) 辞職の承認

委員の辞職を承認する場合には、規程第5条第3項により行うこと。